

第3章

36協定の内容

問22 36協定ではどのようなことを定めるべきでしょうか？

労使は、36協定を締結する際、①から⑥のことについて定めなければなりません（労基則第16条第1項、第2項、限度基準第2条、昭53.11.20基発第642号）。

- ① 時間外または休日の労働をさせる必要のある具体的事由
- ② 業務の種類
- ③ 労働者の数
- ④ 時間外労働をさせようとするときには、1日、1日を超え3ヵ月以内の一定の期間、そして1年について延長できる時間
- ⑤ 休日労働をさせようとするときには、労働させることができる休日とこの休日の始業時刻と終業時刻、または、この休日において労働させることができる時間数の限度
- ⑥ 有効期間

これらのうち、①～③については問23で、④については問24～28で、⑤については問29で、⑥については問30～31で説明します。

なおこれに加えて、次のことについては法律上の条件ではありませんが、36協定に盛り込まれるといいでしょう。

- ⑦ 全体的な超過勤務縮減を目指す等の目的・姿勢の確認
- ⑧ 現行労働時間制の原則及び超過勤務は例外であることの確認
- ⑨ 「公務のために臨時の必要がある場合」（労基法第33条第3項）について、労基法第33条第1項に準じた解釈、運用を行うことの明記
- ⑩ 超過勤務縮減に向けた労使協議の確立
- ⑪ 超過勤務命令の前提としての「本人同意」の明記
- ⑫ 超過勤務手当の完全な支払の保障